

福岡県障がい者テレワークオフィス「こといろ」利用企業公募実施要領

福岡県は令和2年9月に、福岡県障がい者テレワークオフィス「こといろ」（以下、テレワークオフィス）を開設いたします。

手軽に活用できる共同利用型のオフィスを準備することで、県内企業等におけるテレワークを活用した障がい者雇用の導入の促進を図っていくこととしています。

については、利用企業を選定するため以下のとおり公募を行います。

1 事業の目的

障がい者雇用が進んでいない県内企業に対して、県委託業者がテレワークで可能な「業務の切り出し」を行うとともに、利用者の障がい特性に合わせた支援ができる支援員（常駐）を配置した、低額で利用できる共同利用型のオフィスを準備することにより、テレワークを活用した障がい者雇用の促進を図る。

2 施設概要

- | | |
|-----------|---|
| (1) 名称 | 福岡県障がい者テレワークオフィス「こといろ」 |
| (2) 所在地 | 福岡市博多区博多駅東 1-1-33 はかた近代ビル 3階
■JR 博多駅・市営地下鉄空港線 博多駅より徒歩 4分
■博多バスターミナルより徒歩 3分 |
| (3) 募集企業数 | 10社程度 |
| (4) 利用時間等 | 月曜日～金曜日（祝祭日を除く）9：00～18：00 |
| (5) 利用料 | 県内企業 40,000円（税抜き）／月
県外企業 80,000円（税抜き）／月 |
| (6) 利用期間 | 令和2年9月1日から令和3年3月31日までの間で希望する期間
※県の事業期間は、令和2年度から令和4年度の3か年を予定しています。
※利用期間は原則、令和3年3月31日まで。利用期間終了後、引き続き利用する必要があると認められる場合は、更新可能です。（利用料等の変更有）
※利用期間には、業務の切り出し等の期間も含まれます。 |
| (7) 設備 | ■個人ブース（半個室）
■会議室
■休憩・打合せスペース
■複合機
■個人ロッカー
■Wi-Fi環境等
※IT機器等はありません。各企業で御用意ください。 |
| (8) その他設備 | エレベーター、給湯室等 |
| (9) 駐車場 | 立体駐車場 |

3 支援内容

- (1) 企業に対して、コーディネーターが以下の具体的な支援を行う。
- ・労務管理の整備支援
 - ・業務設計支援（業務の切り出し、業務フローの作成などに係る支援）
 - ・採用支援
 - ・ICT環境の整備支援
 - ・その他、助成金の紹介や緊急時対応マニュアル作成等、テレワーク勤務制度を導入・運用する上で必要な支援

- (2) テレワークオフィスを利用する社員に対して、常駐の支援員が以下の具体的な支援を行う。
- ・テレワーク勤務に向けた必要な研修等の実施
 - ・定着支援
 - ・健康状態の把握および維持向上に向けた取組
 - ・相談対応
 - ・関係機関との連携の上、継続的に働く上で必要な支援 等
- ※支援内容については、利用企業やテレワークオフィスを利用する社員の実情に合わせて変更します。

4 公募参加資格

- (1) テレワークを活用した障がい者雇用に意欲があり、継続的な雇用を検討している企業であること
- (2) 福岡県暴力団排除条例（平成 21 年福岡県条例第 59 号）に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するものでないこと
- (3) 事業の実施にあたって、県からの求めに応じて、事業効果を高めるために必要な取組や事業の進捗管理に必要な資料提供などに可能な限り柔軟に対応できること

5 公募スケジュール

- (1) 第一次募集締め切り 令和 2 年 7 月 31 日（金）17：00 まで
※第一次募集締め切り後、定員に空きがある場合に限り、順次受け付けます。
- (2) 利用企業の決定
- ①利用申込書の提出後、書類審査を行います。
 - ②第一次募集の審査結果については、令和 2 年 8 月 17 日（予定）に文書で通知します。
 - ③利用企業として決定後、別途、委託業者（株式会社総合キャリアトラスト）と利用契約を締結していただきます。

6 応募方法

- (1) 提出書類
- ①利用申込書：別添のとおり（片面印刷）
※利用申込書の内容を記載の上、作成してください。
 - ②会社概要が分かるパンフレット等
- (2) 提出方法
- 提出部数：7 部（紙媒体）
提出方法：郵送可
- (3) 提出先 〒812-8577
福岡市博多区東公園 7 番 7 号
福岡県福祉労働部労働局新雇用開発課障がい者雇用係
担当：町田、江森
- (4) 提出に当たっての留意事項
- ①提出された利用申込書等は、その事由の如何にかかわらず、変更・取り消し・返却することはできません。
 - ②提出された利用申込書等は利用企業の選定のみを使用します。
 - ③利用申込書の作成、その他参加に要した経費については参加企業の負担とします。

(5) 応募の無効

次の事項に該当する者は失格とし応募を無効とします。

- ①本要領に示した公募参加資格がない企業
- ②故意に提出書類に虚偽の記載をした企業

7 審査の方法

審査委員会において利用申込書の内容を総合的に審査し、利用企業を選定します。

①評価方法

提出された利用申込書について、別添「評価基準」の評価項目ごとに評価・点数化を行い、評価点を算出します。

②選定方法

評価方法に基づき、算出された各委員の評価点の合計が高い順に、利用申込書を提出した事業者を選定します。

定員を超える応募があり、評価点の合計が同点の利用申込書が複数ある場合は、選定委員長が利用企業を選定します。

※各委員の評価点の合計が満点の半分に満たない場合は、候補者から除外する場合があります。

8 問合せ先

(1) 福岡県福祉労働部労働局新雇用開発課障がい者雇用係

担当：町田、江森

T E L : 092-643-3594

F A X : 092-643-3619

メールアドレス : shouko@pref. fukuoka. lg. jp

(2) 問合せ方法・期間・回答

①問合せはメールまたはFAXにて受け付けます（任意様式）。

②件名は本事業に係る問合せであることが分かるものとしてください。

③問合せ期間は、令和2年7月21日（火）17：00までとします。

④問合せに対する回答は、質問者、公募参加者に対して随時メールで行います。

ただし、総合評価に影響しない軽微な質問については、質問者のみに回答します。